**「杜の都こども総合保険」説明資料**

仙台市ＰＴＡ協議会より、お知らせがあります。

**「杜の都こども総合保険」のパンフレットを見せて**

総会資料と一緒に配布されていると思いますが、平成２８年度から新たに導入された　「小・中学生任意加入保険　『杜の都　こども総合保険』」について　説明いたします。

これまで、保護者のＰＴＡ活動中のけがや児童生徒の通学中や家庭（学校管理下外）でのけがなどに対して、全員が加入している「傷害補償制度」が適用され、怪我をした場合などには保険金が支払われています。この保険料は、皆さんが納めている仙台市ＰＴＡ協議会会費に含まれています。

さて、近年になって、児童生徒が自転車などを運転中に、通行人にぶつかり、高額な賠償金を請求されるというケースが増えてまいりました。中には、９千万円を超える金額を保護者に請求されるという事例も出てまいりました。

また、仙台市では、「自転車の安全利用に関する条例」が定められ、この４月からは、自転車を運転する人には賠償保険の加入が義務付けられました。

このような状況を受けて、仙台市ＰＴＡ協議会としても、子どもたちの安全を守る保護者としての立場から、これまでの「傷害補償制度」ではカバーしきれなかった部分を補いながら、さらに内容を充実させた**「杜の都こども総合保険」**を平成２８年度より任意で設けております。この保険は、あくまでも任意加入になります。２４時間お子様をお守りする制度です。また万が一自転車を運転して他人にけがをさせてしまった場合などにも適用されます。４月より施行されております「仙台市自転車条例」対応の保険となっておりますので是非ご加入をご検討ください。

この**「杜の都こども総合保険」**には、３つの特徴があります。

　その１つは、　**１５％の割引率です。**これまでの「杜の都こども総合保険」の加入実績により団体割引となり、それが補償額に反映されています。

　２つ目は、　**一度の連絡で二つの保険から支給されます。**けがなどをした場合には、「傷害補償制度」へ連絡いただければ、自動的に「杜の都こども総合保険」へも連絡され保険金が支給されます。

　３つ目ですが、　**手続きには学校やＰＴＡはかかわりません。**　申込等については、直接保護者と保険会社のやり取りになります。

　　学校よりパンフレット等一式を児童・生徒に配布いたします。兄弟がいる場合は一人一人に配布されます。同封の加入依頼書に必要事項を書いて、投函してください。

なお、全員が対象となる「傷害補償制度」とこの「杜の都こども総合保険」は、今年度より主幹保険会社が東京海上日動火災になりましたので、けが等の連絡の際には十分ご注意ください。「傷害補償制度」の事故の連絡先については、２０１９年４月１日午後４時以降に発生した事故は「東京海上日動火災保険」それ以前の事故は「損保ジャパン日本興亜」となります。

本日、お帰りになりましたらこのパンフレットをもう一度よくご覧になり、ご家族の安心のために、多くの方にご加入いただきますようにお願いいたします。

　　　　　　　仙台市ＰＴＡ協議会会長　　　五十嵐　智浩